

令和7年度 財務監査（定期）

1 監査結果〔指摘事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 摘 事 項	措置等の状況	機関名
1 プール利用料誤徴収について		
一般財団法人上田市地域振興事業団（以下、「事業団」という。）によるプール利用料誤徴収事案について市関係課に対してヒアリングを行い、条例上は無料の未就学児からプール利用料誤徴収していたこと、誤徴収開始時期は不明であること、市民が市に問い合わせたこと、認識が不足していた等の説明がありました。 再発防止のため、以下の対応を求めます。 (1) 事業団へ要請 事業団は理事長を副市長が、副理事長を元部長が、一部の理事を部長が、監事を会計管理者がそれぞれ兼務し事務局長は派遣職員であり、現場の職員に対して法令等を遵守して業務を行うよう求める仕組みの構築を怠っていたといえます。信頼回復のため、理事や監事に外部専門家やプロパー職員を登用され、支配人以下現場職員の声が届きやすい経営環境、内部監査や自己点検の充実など、事業団に対して内部統制体制の抜本的改革を求めてください。 (2) 上田市の監督 指定管理者に対し、事業報告書の提出を求めるだけでなく、公の施設の管理の適性を期するため、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることが条例※で定められていますが、適切な対応をしてきたとはいえません。 今後も形を変えて同様の不祥事発生リ	【政策企画課】 (1) 事業団へ要請 事業団は、市から独立した法人格を有する団体であることから、本来は事業団自らの責任と判断に基づき、自主的・自立的な運営を行うことが原則であると考えます。 一方で、事業団が行う事業は、指定管理業務をはじめ、市の施策などと深い関わりがあり、市民の皆様へ直接的なサービスを提供する重要な役割を担っていることから、市は出資者としての責任を果たす必要があります。 現在、事業団の運営において、理事長をはじめ一部の理事・監事等を市の幹部が兼務し、事務局長職へ市職員を以下の点を考慮し派遣しております。 ・市の政策や意向を事業団の運営に直接的に反映させやすく、緊密な連携がとれること ・市の内部では得難い民間に近い経営手法や事業運営のノウハウを学ぶ機会が得られること ・事業団側も行政の意思決定プロセスやルールを熟知した職員がいることで、市との協議や調整がスムーズに進み、事業が円滑に実施できること しかしながら、過度な行政の関与は、外郭団体の市への依存体質を招き、かえって経営の自立性や効率性を損なう可能性があることから、今後は、事業団の円滑な事業執行や市の政策を反映させる上で、真に必要な範囲とし、職員の就	政策企画課 スポーツ推進課（真田地域）

スクが高いことを認識し、必要な再発防止策を実行してください。 ※上田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条	任は限定的となるよう検討してまいります。 また、過誤徴収の件を踏まえ、事業団事務局と施設責任者において、法令遵守などを確認する現地確認や自己点検の徹底など内部統制体制の強化に取り組むよう、引き続き適切な指導・調整を行ってまいります。 【スポーツ推進課（真田地域）】 2) 上田市の監督 指定管理者任せとなり、市としての主体的なチェックが弱かったことを課題として認識しております。このため、月次報告の提出に加え、必要に応じて臨時の現地確認やヒアリングを実施し、誤徴収等のリスクがある事項について事前確認を徹底するなど、監督機能の実効性向上に努めてまいります。 併せて、上田市地域振興事業団及び指定管理施設との情報共有を密にし、現場状況を早期に把握できる体制を構築することで、同様の事案の再発防止を図ります。	
2 農地中間管理機構への貸付農地に対する固定資産税の軽減措置の適用漏れについて		
平成28年から令和6年の貸付対象期間で140人の貸付農地所有者に対して固定資産税（以下「税」という。）729,700円の過大な賦課をし、納税をいただく結果となっていたこと及び今後の対応等について令和7年11月7日付、農業委員会会長より監査委員あて報告を受けました。同月20日に農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を対象としてヒアリングを行った結果、対象者の皆様に対する還付手続や再発防止については適切ですが、税軽減制度開始時から顕在化に至る未然防止の取組について、以下のとおり課題がありました。	【農業委員会事務局】 (1) 法令等制定時の対応について 農地法施行規則及び地方税法施行規則等の適用要件を正確に反映した業務フローチャート及び対象者を抽出するための手順書を農地台帳システムの更新に併せ改訂し、局内全員で情報共有を図り、要件の確認作業を行う際は、担当者による自己チェックにとどめず、必ず副担当によるダブルチェックを徹底しています。 関係法令等の改正があった場合は、局内及び関係課と情報共有し、事務処理手	農業委員会事務局 税務課

た。他の部局職員も参考とされ、「起きてからでは遅い、未然防止の取組に怠りは無いか」を再認識していただき、市民の信頼に应运えてください。	順について協議し、マニュアルを作成します。	
(1) 法令等制定時の対応について 平成 28 年から令和元年までの間は、農業委員会から税務課へ報告されていたものの、改めて精査したところ、農地法施行規則及び地方税法施行規則に基づく税の軽減要件に適合する農地所有者 16 名が対象から漏れていました。耕作放棄地防止や農地の集約・集積を促進するため県単位で農地中間管理機構（農地バンク）が設置されるなど関係法令の改正に当たり、税軽減措置に係る適用要件の確認作業を行う際、誤りがあったためです。未然防止のため、事務ミスに係るリスク評価シート※に記載して事務局担当職員間で共有し、根拠法令等を記載したフロー図や作業指示書等により「見える化」して事務の正確性を確保してください。 ※令和 7 年度定例監査等基本調書（調書 9）	(2) 法令等制定後適用拡大期の対応について 軽減税率が適用されていなかった納税義務者の税額更正及び過誤納金の還付は完了しております。今後は関係課と確認・調整し税務課へデータの提供を年 4 回定期的に行うこととし、その際に過去データも確認することで、報告漏れを防ぎ、当職員の異動が決定した際は後任の職員が前任者から単に手順を聞くだけでなく、副担当とともにフロー図・手順書を確認し、引継時間も十分に確実に確保します。 【税務課】 (3) 通知の受け手の対応について 『税の軽減措置』の適用について、これまで軽減等を適用した課税客体について再点検を行うとともに、軽減措置を適用するための情報提供元である各事業担当課との連携体制について再確認及び見直しを実施しました。	
(2) 法令等制定後適用拡大期の対応について 令和 2 年から 6 年まで、軽減すべき農地所有者が 124 人いましたが、事務局は毎年度に定められた税務課への通知をしていませんでした。担当職員の異動に当たり、新たに担当する職員への引継書類に施行規則等を含めて内容に目を通す時間を十分に確保してください。引継書に「見える化」した書類を添付していれば税軽減措置の適用漏れ防止に役だったと思われます。	『税の軽減措置』の適用に際しては、地方税法の非課税規定や課税標準の特例に加え、各事業の根拠となる法令・通達等に基づく課税客体の位置付け等が適用判断の前提となるものが多く存在します。 軽減措置等に該当する課税客体（土地・家屋・償却資産）の的確な把握と、税務課への情報提供及び関連資料の早期共有を図るため、軽減措置に関する関係法令を一覧にまとめ、庁内掲示板を通じて全庁に周知しました。引き続き課税客体の的確な把握に努めてまいります。	
(3) 通知の受け手の対応について 今回の税軽減措置は納税者の申告を要件としないものであり、同様の「通知漏れリスク」が他にも存在することから通知の受け手である税務課が地方税法	【農業委員会事務局】 (4) 関係課の連携について 関係する法令等の改正には特に注意し、関係課、県・他市町村とも情報共有	

附則や同施行規則附則の内容を研修等を通して事務局に説明することや、通知が来ないことに対する注意喚起をしていけば早期の是正が図られたと思われます。通知の出し手と受け手の連携を徹底してください。 (4) 関係課の連携について 上田市内の税の軽減実績について、農業委員会と市長（産業振興部）が一体となって農地所有者等に情報提供することは、農業政策目的達成に寄与します。税の軽減実績について事業推進のために「我が事」として「事務局に実績確認」することで早期の是正機会となりました。	しながら適正な事務処理に努めてまいります。	
---	------------------------------	--

2 監査結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況	機関名
1 財政見通しの作成について		
令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に審査の意見で述べたとおり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）等の増加への対応により財政調整基金・減債基金（いわゆる市の預貯金）を合計8億円取崩しました。今後も継続して取崩すことが見込まれ、同基金の枯渇が懸念されます。 経常収支比率が過去最高の93.4%となり、市の財務状況が「財政の硬直化」に入ったことを示しています。 今後、新たなクリーンセンター整備に係る負担など財政需要の増加が見込まれることから、予算編成に当たり、5年間の財政見通し（歳入・歳出・差引、追加の財源確保対策、財源不足額、基金残高、市債残高）を試算し、庁内で共有することを求めます。（財政調整基金：令	財政見通しについては、第三次総合計画前期まちづくり計画の期間（R8～R12）の5年間における見通しを推計し、同計画に掲載し公表しました（R8年3月発行）。 今後は財政見通しの可視化と基金依存からの脱却を軸に、歳出改革・歳入確保を実行し、財政硬直化の進行抑制を目指します。	財政課

和 6 年度末残高 37 億余円、減債基金：同残高 48 億余円)		
2 収入未済債権に係る適正な事務処理と決算書の正確な作成について		
令和 6 年度収入実績について債権管理室にヒアリングを行った結果、決算書に記載された収入未済額が実際の収入未済額よりも 121,640 円少ないことが判明しました。 ・地域医療政策室：産婦人科病院診療費（滞納分） 26,640 円 ・真田市民サービス課：真田町社会福祉基金貸付金 95,000 円 いずれも廃止した公営企業会計、基金の引継ぎ時に発生したものです。少額で重要性が高いとはいえませんが、決算書の正確性を期すため、所管課は適正な事務処理を行ってください。引継ぎ時には特に留意が必要です。 収入未済債権の取りまとめに当たっては、各所管課において会計管理者が調製する決算書に漏れなく記載されるよう、会計課、財政課及び債権管理室間で相互に連携したチェック体制を築き、適正な事務処理を行ってください。	【地域医療政策室】 産婦人科病院診療費（滞納分）については、令和 7 年度中に完納されなかったことから、会計課、債権管理室と協議を行い、収入未済額は滞納繰越といたしました。また、収入未済額については、令和 8 年度において新たに調定書により決議を行いました。 【真田市民サービス課】 真田町社会福祉基金貸付金の収入未済額については、財政課と協議を行い、予算化しました。 令和 7 年度に債権処理審査会を経て、不能欠損処理を行いました。 【債権管理室】 これまでは、財務会計システムにおいて他課の収支状況は参照できずにおりましたが、会計課と協議を行い、システムの参照権限を変更しました。これにより、債権所管課からの報告額と、システム上の未収金額を照合することが可能となりました。今後、決算書に収入未済債権が漏れなく記載されているか相互に確認してまいります。 【会計課】 指摘を受けた段階では、債権管理室と会計課で使用しているそれぞれのシステムについて、権限の不足により決算に必要な数字が一部参照できない状況でした。 これを改めるため会計課と債権管理室で協議を行い、財務会計システムの参	地域医療政策室 真田市民サービス課 債権管理室 会計課

	照権限を変更しました。 これにより、債権所管課からの報告額と、会計課で把握している未収金額を照合することが可能となりました。 今後は決算書に収入未済債権が漏れなく記載されているか、債権管理室と会計課にて相互に確認してまいります。	
3 適正な備品管理について		
備品管理について、令和4年度行政監査でパソコンについて現物がなく備品台帳と一致しない、表示標(備品シール)が貼られていない等不適切な管理が確認されたことから、パソコンを含めすべての備品について現物と台帳との突合、表示標の貼付等適正管理を求めました。 その結果を受け、令和4年12月15日付、総務部・財政部・会計管理者組織連名によりすべての備品確認を令和5年度末まで実施し、規則に定めた適正な事務処理を行うよう通知が発出されました。 監査の結果、すべての備品の確認が未達成な課所が見受けられました。また、ネットワーク等整備委託において取得された機器等の台帳への計上漏れもありました。 全庁指示から2年経過していることから、現物と台帳との突合、規則に即した事務手続の徹底を再度求めます。その際、現物確認できない備品の処分手続を一括処理する等効率的に行うなど工夫して取組んでください。 また、毎年度末には現物と台帳の突合を行うよう指示してください。	【行政管理課ほか右記14機関】 令和4年12月15日付で、総務部・財政部・会計管理者組織連名により、すべての備品等について確認を行う通知が発出されました。 また、令和6年2月13日付で、総務部・財政部・会計管理者組織連名により、備品管理台帳と備品の突合を行う旨の通知が発出されました。 しかしながら、人事異動に伴う引継ぎ不足や、所管備品数が1,700点以上ある課、また、出先機関や関連施設など複数施設を所管する課所もあり、適正な備品の確認が行われていない状況です。 今後につきましては、財産活用課と連携を図りながら、各課所の実情を考慮していない全庁統一の確認方法について、各課所が作成する作業計画により確認を行うなど、業務に支障が出ない方法を検討してまいります。 また、年に一度、備品管理台帳と備品の突合を行う通知を行い、確認の報告を求めるよう体制を整備してまいります。	行政管理課 情報システム課 市民課 人権共生課 (中央・城南・塩田解放会館) 健康推進課 観光シティプロモーション課 丸子地域振興課 丸子産業観光課 真田地域振興課 生涯学習・文化財課 西部公民館 塩田公民館 上田図書館 丸子地域教育事務所 選挙管理委員会事務局

4 諸団体への財政支援等の見直しについて

市が財政支援等を行う団体等について、市負担額に比べ団体等に多額の繰越金が発生し、有効活用されていない事例が見受けられます※。それぞれ事情があると思料しますが、市の財政状況を鑑み、前例主義による安易な支出を見直す必要があります。 令和5年度財務監査で指導事項とした農業委員会事務局では、活動が低迷し毎年繰越金が発生していた所管5団体について関係者へ丁寧な説明を行い、令和6年度は支援を取り止め、令和7年度は団体の解散と事業運営の合理化を検討していると伺いました。参考となる取組です。 財政支援等については当該団体の財務状況、市と団体等との役割分担など必要性を十分検証したうえで、対象経費の明確化、実績ベースに基づく交付への切り替え、十分な活動資金を留保している団体に対しては当面の支出の中止、団体の構成会員の会費の増額要請による市負担の減額等を検討してください。また数年に1度のイベント等で事業費を必要とする団体にはその要請に応え、増額するなど柔軟に対応してください。 休眠団体があれば市への財産寄附や事務負担の軽減のため解散を検討してください。 ※対象となる団体一覧は「令和7年度財務監査（定期）結果報告書」別表1を参照してください（16～17ページ）。	【環境政策課】 「№43 信濃川を守る協議会」 信濃川を守る協議会は、信濃川水系に属する河川の水質汚濁の防止や、水資源の確保を目的として、長野、新潟両県の関係市町村が参加する形で昭和46年に発足しました。 当協議会上田ブロックにあつては、上田市、東御市、坂城町、長和町、青木村を構成市町村として、負担金を徴収し、千曲川河川パトロールの企画・実施等について連携して取り組んでまいりました。 近年、当協議会の目的である水質汚濁の防止については一定の目的が達成されたこと、及び長野県から協議会に対して、河川パトロールについては現代社会に即した実施方法に転換するよう通知があったことなどから、令和6年度の協議会本会では、協議会の在り方の見直しが議論されるとともに、長野ブロックでは構成市町村からの負担金徴収を行わない方針の情報共有がなされました。 これを受け、上田ブロックにおいても、協議会の方針に即して、活動や負担金の在り方について協議を行っており、本年度中を目途に、ブロック会議の見直しや負担金の徴収を行わないこと、また繰越金の取扱い等について、構成市町村の担当者と調整を図ってまいります。 【福祉課】 「№5 上田市民生委員・児童委員協議会」 交付金の交付先団体である「上田市民生委員・児童委員協議会」における毎年の予算としましては、民生委員が行う会議費、研修費や、県への負担金を計上し	環境政策課 福祉課 国保年金課 商工課 地域雇用推進課 農業政策課 森林整備課 農業委員会事務局 文化政策課 スポーツ推進課 観光シティプロモーション課 管理課 交通政策課 真田建設課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 真田産業観光課 武石市民サービス課 武石産業観光課 学校教育課 生涯学習・文化財課 上田図書館 中央公民館
--	---	---

	ています。 令和6年度決算状況では、ご指導いただきましたとおり、翌年度への繰越金の比率が80%となっております。 こちらは、令和7年度において3年に1度の民生委員一斉改選に伴う支出予算が大幅に増額することに備えるため、毎年の繰越金を徐々に積み上げていくことで、調整を図ってきたところでございます。 なお、令和8年度予算におきましては、上記の市の財政を踏まえ、交付金額を約4.4%削減することにし、委員総会にて関係者の御理解をいただくところでございます。 今後も委員の活動に見合った必要な経費を慎重に計上していき、委員の協力・理解を求めながら、健全な会計処理となるよう努めてまいりたいと考えております。 【国保年金課】 「№38 上小国保協議会」 上小国保協議会は、長野県国民健康保険団体連合会の上小支部であり、上小地区の4市町村から構成されています。 本協議会は、上部団体である長野県国民健康保険団体連合会からの補助金及び構成市町村からの負担金収入を原資として、上小保健師会が実施する研修会への費用助成を実施しています。 令和2年度から3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により上小保健師会が実施する研修会の実施回数が大幅に減少したことに伴い支出が減少し、多額の繰越金が発生しました。 この状況を改善するため、管内3市町村と協議し、令和6年度からは各市町村からの負担金を減額し、市の支出を見直すとともに、繰越金の発生を抑制してい	
--	---	--

	ます。令和7年度についても、引き続き各市町村からの負担金を減額することで、適正な団体運営と繰越金の抑制を図っています。 【商工課】 「№9 姉妹都市等における観光物産展実行委員会」 コロナ禍で事業が滞った令和5年度の繰越率は70%でしたが、アンテナショップなど事業展開を進め、6年度は38%に縮減しました。7年度は20.8%の見込みです。原材料価格やエネルギーコストの高騰のほか事業者の出店意欲も再び旺盛になるなど、出店に係る補助への期待がさらに上がることが予想されますが、繰越率の縮減に努めながら効果的かつ適正な支出になるよう取り組んでまいります。 【地域雇用推進課】 当課で支援中の2団体の支援額については、数年ごと定期的に見直すこととしているところです。 「№3 上田職業安定協会」 東御市・長和町・青木村が参画しており、事務局の上田商工会議所も含め、関係者とも協議しながら進める必要があります。 定住自立圏構想関連事業を含み、構想の見直しと合わせ令和9年度に負担金も見直しをする予定となっています。人手不足の状況が長引く中、職業安定事業を推進する当該団体の役割は重要で、今後新規事業も予定されており、関係者と連携・協力し、有効な事業実施となるよう研究を進め、適切な財政支援を検討してまいります。 なお、繰越金につきましては、例年、翌年度4月上旬に実施している「新卒就	
--	---	--

	職者激励会」の事業費をはじめ、翌年度当初の運転資金に充てられている状況です。 「№6 上田勤労者互助会」 長和町・青木村が参画していることから、2町村とも協議しながら進める必要があります。 令和8年度が3年に1度の見直しの時期に当たり、コロナ禍以前よりも利用が低調なことから、会員1人当たりの補助単価を減額しました。今後も、利用の促進とともに、時代に合った事業の廃止・新設などと合わせ、適切な財政支援を検討してまいります。 なお、繰越金につきましては、翌年度当初の運転資金として充てている状況です。 【農業政策課】 「№1 上田市農業支援センター」 上田市農業支援センターにおいては、事業費の減額や補助対象の見直し等を行い、結果として繰越金額は減少となりました。今後も更に検討を進め、過剰な繰越金にならないように努めてまいります。 「№23 上田市農業技術者連絡協議会」 上田市農業技術者連絡協議会は、団体のあり方と、予算の妥当性について検討を始めております。 【森林整備課】 「№45 長野県林業職員協会上小支部」 森林整備課では長野県林業職員協会上小支部に対して年間 6,000 円（1,000 円/人×職員 6 人分）を支出しておりますが、当該協会は、上田地域の 4 市町村及び信州上小森林組合が構成団体（会員）となり、森林・林業に係る技術・知識の習得や向上のための研修等を実施	
--	---	--

	しており、構成団体による持ち回りで会計役員を担っております。 現状では、会員からの出資額に対する繰越金額の割合が過大となっておりますので、これまでの経過を確認のうえ繰越金が多い状況が継続する場合は、構成団体からの会費徴収を減額するなどの提案を行ってまいります。 【農業委員会事務局】 令和５年度まで負担金として市から財政支援を受けておりました上田市、上田、丸子、真田、武石の地域年金協議会は、構成員の高齢化等から充実した活動が困難なことから構成員理解のもと令和７年度内に解散し、これまで各年金協議会が担ってきた業務を農業委員会が引き継ぐこととしました。 「№31 上小農業委員会協議会」 上田市、東御市、長和町、青木村で構成されております上小農業委員会協議会については、コロナ禍による事業の縮小等により一時的に繰越金が増えましたが、令和６年度以降、計画的な事業執行により繰越額は、４市町村の１年間の負担金 30 万円(うち上田市負担額 16 万 2 千円)に近い 33 万円余りへ縮減しております。今後も関係市町村と協議しながら有効的かつ計画的な執行に努めてまいります。 【文化政策課】 「№12 上田薪能を観る会」 「№15 シリーズ文化講演会実行委員会」 「№21 上田市文化少年団」 「№27 上田市文化芸術協会」 事務局を担っている各種団体について、御指摘いただいた事項に留意し、事業を推進してまいります。	
--	---	--

	【スポーツ推進課】 「№7 信州爆水 RUN in 依田川実行委員会」 「№17 上田市トレーニングキャンプ支援交流委員会」 財政支援等について、当該団体の財務状況など必要性を十分検証したうえで、対象経費の明確化、実績ベースに基づく交付への切り替え等も視野に指導事項の改善が進むよう適切な支援に努めてまいります。 【観光シティプロモーション課】 「№2 新幹線上田駅観光案内所運営委員会」 「№22 真田街道推進機構」 両団体における多額の繰越金の発生につきましては、上田地域の玄関口である上田駅観光案内所の安定運営と、真田街道の広域的な観光発展のため、一定程度必要な繰越金となっております。 人件費の安定的な確保と、真田ブランド形成事業費が主なものでありますが、過度な繰越金とならないよう、構成市町村と事業の見直しと併せ対応してまいります。 また、構成市町村のあり方や負担割合につきましても、設立当初から情勢も変化しているところではありますが、必要に応じて検討してまいります。引き続き構成市町村と協議し、充実を図ってまいります。 【管理課】 「№11 3団体上小支部」 「№28 国道18号上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会」 「№40 主要地方道小諸上田線改良促進期成同盟会」 「№41 主要地方道別所丸子線改良促	
--	---	--

	進期成同盟会」 3つの期成同盟会及び三団体上小支部については、総会開催時期等の兼ね合いの中で、負担金納入までの運転（活動）資金の確保、また国等への要望活動の急ぎの実施等を想定し、構成自治体から継続的に負担金納入を依頼し、一定額を繰り越してきたものであります。 令和8年度以後の繰越金のあり方については、運転資金として一定額を確保しながら、負担金の取扱い（減額、納付の一時休止等）の見直しについて構成自治体と調整を図ってまいります。 【交通政策課】 「№16 別所線活性化協議会」 令和6年度予算 1,000 千円 令和7年度予算 600 千円 新規イラスト作成見送りやデジタルサイネージへの広告掲載によるポスターの電子化により印刷製本費に要する経費を前年度と比較し 331,250 円を削減した。 令和7年度の負担金を 60 万円に減額しているが、令和7年度については、執行状況を確認の上、繰越金については精算対応した。 【真田建設課】 「№25 真田地域公共交通利用促進協議会」 当協議会は、真田地域の路線バス等の利用促進のため、市民及びバス利用者と行政関係者及びバス事業者等の連絡調整を図り、利用促進に向けた活動を行う組織です。 広報活動や回数券特別価格販売等を積極的に行い、繰越金を残さないよう計画的に有効活用してまいります。 なお、令和7年度は回数券特別価格販	
--	--	--

	売企画が好評を得たことにより、繰越金は2,243円になっております。 【丸子市民サービス課】 「№10 依田窪防犯協会連合会」 令和6年度会計決算の繰越比率が20%超となっている依田窪防犯協会連合会について、当該団体と協議の上、令和8年度は丸子地域自治センター分で負担金の43千円の減額を実施しました。 団体側からは現状維持を求める慎重な意見もありましたが、公金支出の透明化と適正化の重要性を説明し、合意に至りました。 今後も支出内容や事業内容の見直し等により、市民の理解が得られる持続可能な運営を呼びかけ、負担金額の見直しに係る検討を継続してまいります。 「№18 依田窪交通安全協会」 令和6年度会計決算の繰越比率が20%超となっている依田窪交通安全協会について、当該団体と協議の上、令和8年度は丸子地域自治センター分で負担金の68千円の減額、研修負担金の57千円の廃止を実施しました。 団体側からは現状維持を求める慎重な意見もありましたが、公金支出の透明化と適正化の重要性を説明し、合意に至りました。 今後も支出内容や事業内容の見直し等により、市民の理解が得られる持続可能な運営を呼びかけ、負担金額の見直しに係る検討を継続してまいります。 【丸子産業観光課】 「№4 丸子ドドンコ実行委員会」 丸子ドドンコ実行委員会については、上田市誕生20周年記念事業として、花火打ち上げ費用を捻出するため繰越金	
--	---	--

	が過大となりました。令和7年度は適正な費用となっています。また、令和8年度からは負担金額も減額変更いたしました。 今後も適正な運営に努めてまいります。 「№24 丸子工業振興会」 丸子工業振興会ですが、毎年予定していた事業が関係者の事情等で実施できず、また事業費全体に占める割合も高いことから、結果的に全体の繰越比率が高くなってしまいました。 今後は関係者との調整を早目に行い事業が実施できるよう努めます。 【真田産業観光課】 「№14 菅平高原を美しくする会」 菅平地域の美化清掃活動等を実施しており、繰越額については、次年度運転資金として必要な金額である。 「№19 真田地区営農活性化委員会」 ・改善済 【令和7年度】 (歳入) 1,878,602 円 (歳出) 1,748,303 円 (繰越金) 130,299 円 (繰越比率) 6.9% 「№20 菅平・湯の丸地区山岳遭難防止対策協議会」 繰越額が増加してきたため、協議会と協議し、負担金の減額支給とした。(R6年度 600,000 円→R7年度 300,000 円) 次年度以降についても引き続き必要額について協議する。(備品等の更新も随時必要となってきている。) 「№32 真田の郷新そばまつり実行委員会」 ・改善済 【令和7年度】 (歳入) 692,501 円	
--	--	--

	(歳 出) 691,591 円 (繰越金) 910 円 (繰越比率) 0.13% 「№44 長野県学習旅行誘致推進協議会真田支部」 令和6年度から新たな事業(研修参加費補助)も実施しているが、繰越金が増加してきたため、減額について協議していく。 【武石市民サービス課】 「№26 依田窪防犯協会連合会」 「№30 依田窪交通安全協会」 多額の繰越金が発生した「依田窪防犯協会連合会(以下 防協)」、「依田窪交通安全協会(以下 安協)」について、丸子市民サービス課と共同で当該団体と協議の上、令和8年度は、防協の武石地域自治センター分の負担金を昨年度比で10千円減額、安協の同センター分の負担金を昨年度比で23千円減額ならびに研修負担金を廃止、とすることで合意しました。 団体側からは現状維持を求める慎重な意見もありましたが、公金支出の透明化と適正化の重要性を説明し、合意に至りました。 「№33 上田市武石地区民生児童委員協議会」 当該団体については、民生委員が行う会議費や研修費等の活動経費に交付金を活用し、有効活用を図っているところです。 令和6年度決算状況では、翌年度の繰越金の比率が89%となっておりますが、令和8年度の予算におきましては、市の財政状況を踏まえ、交付金額を約4.4%削減することとし、民生委員・児童委員総会において御理解をいただいたところです。	
--	---	--

	いずれの団体においても、今後は活動実績に見合った必要な経費を適切に計上するよう指導を継続するとともに、公金支出の適正化に努めてまいります。 【武石産業観光課】 「№8 武石夏祭り実行委員会」 「№13 武石観光協会」 備品の老朽化等による更新や新たな必要物品の購入、イベント内容の精査及び地域の PR 活動において新たな媒体等の活用を予定している。今後は適正な予算執行に努めてまいります。 「№36 武石生活改善グループ連絡協議会」 翌年度の当初の活動資金として必要なため、毎年同額程度の繰越金を残している。今後も適正な予算執行に努めてまいります。 【学校教育課】 「№37 上田市 PTA 連合会」 当該補助金は、各 PTA が主催する講演会（一般公開）の開催実績に基づき、資料作成代として予算の範囲内で交付しているが、近年の予算執行率を鑑み、予算額の見直しを行った（△50 千円）。 【生涯学習・文化財課】 「№29 上田市企業人権教育連絡会」 当該団体への補助金については、実績ベースに基づく交付とすることで、市負担額に比べ団体側に多額の繰越金が発生することのないよう対応してまいります。 【上田図書館】 「№42 上小・東御図書館協会」 上小・東御図書館協会は、上小地域の公共図書館 7 館、小中学校図書館 46 館、長野大学附属図書館の計 54 館により構	
--	---	--

	成され、主に長野県図書館大会への参加や会員向けの研修会、会員小中学校の読書感想文コンクールの審査などを行っている。 年度ごとの経費は、長野県図書館大会の開催地や参加者数、研修会の講師の人選、内容等により大きな増減がある。 また全 54 館のうち上田市は4館分の負担金を支出しているのみであり、市負担額に比べ繰越金が多いとしても、協会全体の必要経費から見ればやむを得ない水準である。 令和6年度決算において、市負担額18,800円(4,700円×4館)に対し、次年度繰越金を159,761円計上していたが、令和7年度決算においては、研修会の開催に一定の費用を要したことから、繰越金が減る見込みである(30,799円)。この繰越金は、令和8年度負担金が入金される前に行う総会・研修会の費用として必要となるものである。 【中央公民館】 「№34 神川地区分館協議会」 「№35 高齢者生きがい促進委員会」 「№39 上田市合唱団体連絡協議会」 繰越金が多くなっている要因は、これまでの収支差額の積み上げによるものである。市との役割分担も含め諸団体への委託料の見直しを検討するとともに、すべて概算払いとし活動実績に基づいた委託料に切り替え、適切な執行となるよう努めている。 ・高齢者生きがい促進委員会 (見直し額△10千円)	
--	--	--

5 公有財産の異動について		
令和4年度にスポーツ推進課（武石地域教育事務所）が土地取得事業特別会計により購入した武石森林公園マレットゴルフ場用地（上田市下武石字上平 1923-10 地目：畑 地積：838.10㎡ 用地費 2,849,540 円）について調査判明により、令和7年度定例監査等基本調書の財産調に新規に記載されました。それを受け監査を行った結果、令和4年度以降の上田市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の「財産に関する調書」及び固定資産台帳にも記載がない状況が判明しました。 財務規則第 211 条に規定する公有財産の異動の報告に関する書類を速やかに関係課に提出し、財産に関する調書及び固定資産台帳に記載してください。	指導事項について確認をし、新規に取得したマレットゴルフ用地分の記載について、令和7年11月10日付にて会計管理者、財産活用課長あてに公有財産異動報告書（通知書）を提出し、財産に関する調書および固定資産台帳の更新がされ、定期監査等基本調書の財産調との整合性をとりました。	スポーツ推進課（武石地域） 財産活用課
6 指定管理者モニタリング評価調書の報告の信頼性について		
財務監査で、上田市指定管理者モニタリング評価調書（以下「調書」）について、以下の課題が明らかとなりました。 №5で「指導事項」とした武石森林公園マレットゴルフ場について、令和4年度にスポーツ推進課（武石地域教育事務所）が土地取得事業特別会計により購入したマレットゴルフ場用地（上田市下武石字上平 1923-10 地目：畑 地積：838.10㎡ 用地費 2,849,540 円）が、令和4年度調書の「市の歳出」欄に記載がありませんでした。 「指摘事項」№1に関連するふれあいさなだ館の令和6年度調書について、施設の利用状況の「R6年度実績」欄が「2E+05 人」と表示されています。「延べ利用者数（R6）」欄に「219,987 人」と記	財務監査における指導事項を踏まえ、指定管理者モニタリング評価調書における「市の歳出」欄について、指定管理料のほか、土地取得費、工事費、大規模修繕費、備品購入費等、公の施設に係る市の支出を漏れなく計上する必要があることを明確にするため、提出書類である「モニタリング評価調書」の当該記入欄の注意書きを見直し、土地取得等に係る費用も計上する旨を追記しました。 また、調書の提出依頼通知においても、当該費用の記載について特に留意するよう強調して通知し、関係課への周知徹底を図りました。 さらに、調書の記載内容について、決算関係資料その他の報告書類との整合性を確保するとともに、公表時における	行財政改革推進課

載がありますが、令和6年度決算に係る主要施策の成果等報告書では、「利用者数180,757人（うちプール39,230人）」とあり、内数が加算され、正しく公表されていません。 公の施設に係る市の支出については、財政の透明性と説明責任の確保のため、指定管理料の他に土地取得、工事、大規模修繕、備品購入費等、すべて計上することを指定管理者モニタリング評価実施要領に明記してください。 また、報告の信頼性を確保するため、記載内容については、他の報告書類との整合性を欠くことのないように作成等の指導を行い、公表にあたっては正しく表示されているか等チェックしてください。	数値の誤表示や転記誤り等を防止するため、複数の職員により確認を行う体制としました。 今後は、調書の作成及び公表にあたり、記載内容の正確性及び他の報告書類との整合性の確認を徹底し、財政の透明性及び説明責任の確保に努めてまいります。	
7 指定管理者モニタリング評価調書の正確な作成について		
指定管理施設「上田市武石森林公園マレットゴルフ場（指定管理者：一般財団法人 上田市地域振興事業団）」について、令和6年度上田市指定管理者モニタリング評価調書では自主事業81,500円の記載がありますが、同年度の上田市地域振興事業団決算書・事業報告書では特定できませんでした。 決算書等の内容を確認し、必要に応じて修正する等、正確なモニタリング評価調書を作成してください。	モニタリング評価調書について調査をしたところ、自主事業収支報告書・自主事業報告書に誤入力が判明しましたので、訂正し、再提出いたしました。今後は決算書等の内容確認を確実にを行い、正確にモニタリング調書の作成を行うよう努めてまいります。	スポーツ推進課（武石地域）
8 住民自治組織における収支決算書等の改善について		
住民自治組織における収支決算書等について、住民監査請求監査結果（令和5年3月30日）の中で附帯意見を述べたところ、一部に改善がみられるものの、財務報告の完全性や明瞭性・信頼性	財務報告の完全性や明瞭性・信頼性を確保するため、手引きや様式の見直しを進めております。令和8年度は、関係課や組織事務担当者への周知期間とし、令和9年度より見直された内容による運	市民参加・協働推進課

を確保する視点から以下の点について見直しをされてください。 (1) 上田市住民自治組織交付金 - 事務の手引き - (以下「手引き」という。) I 4 対象経費の 19 番目に積立金が記載されています。積立金は支出ですが経費ではありません。支出と経費を混同しています。対象経費とは別に項目を設けて「当該年度の経費ではないが特定事業に当該年度後の備えとして申請により承認された額」等の説明を付し、交付金交付要領第 6 条（運営費の区分）を遵守してください。 (2) 手引き 4 対象経費の 20 番目に繰越金が記載されています。繰越金は支出ではなく経費でもありません。対象経費とは別に項目を設けて「年度当初運転資金（仮称）と繰越明許費（仮称）」に区分し、年度当初運転資金は交付金が入金されるまでの経常経費支出に充当される見込み額、繰越明許費は継続実施事業で翌年度支出が申請により承認された額」として更に詳細な説明を加えてください。収支決算書は支出の部に含めないで差引金額に含めて内訳記載します。注記する方法もあり、預金通帳等の照合を容易にします。 (3) 手引き 4 対象経費 18 番目に繰出金が記載され、内容は「組織内の他会計（特別会計等）への繰出金」とされています。繰出金は不明朗会計リスクが高いため、一般会計とは別に、特別会計等の収支決算書の作成と監査・承認についても手引き II 3 (3)「監査、検査体制の確立」に追加してください。	用を行います。 (1) 手引き中の対象経費から「積立金」を削除するとともに、別に項目を設けて積立金に関する説明文を追記します。 (2) 手引き中の対象経費から「繰越金」を削除するとともに、別に項目を設けて繰越金（年度当初運転資金・繰越明許費）に関する説明文を追記します。 また、収支決算書の記載方法についてもご指摘の内容に関する説明文を追記します。 (3) 手引きに繰出金についての項目を追加し、繰出し先の収支決算書を作成すること、監査・検査体制に関することを追記します。	
---	--	--

9 山林の現在高について		
令和6年度歳入歳出決算書の財産に関する調書に記載された公有財産のうち、山林の前年度末現在高は所有と分収を合計すると49,428,182.74㎡ですが、定例監査等基本調書の財産調によれば50,263,823.67㎡となっており835,640.93㎡の相違があることから、確認を求めたところ、財産に関する調書の数値に訂正されました。 山林の現在高について、固定資産台帳や丸子及び武石地域振興課、武石産業観光課の財産調に記載された現在高との照合等を進められ、財産に関する調書に記載された現在高の正確性を確保してください。	関係課と共同で、それぞれの財産調に記載されている山林の現在高の突合作業や現地確認等を行った結果、各地域が所管する山林の現在高のなかには、新市合併時において森林整備課に所管換えしたものと、各課が所管している貸付地等が混在していることが判明したため、以下のとおり現状に即した数値に訂正しました。 また、引き続き、固定資産台帳との突合作業を進めて、山林の現在高の精緻化を行い、財産に関する調書と合わせて正確性を確保してまいります。 財産調 令和7年度末_山林の現在高 49,428,182.74㎡の内訳 森林整備課 訂正前：49,428,182.74㎡ 訂正後：49,224,097.74㎡ 丸子地域振興課 訂正前：10,780,894.04㎡ 訂正後：204,085.00㎡ 武石地域振興課 訂正前：406,610.00㎡ 訂正後：0㎡ 武石産業観光課 訂正前：9,062,024.27㎡ 訂正後：0㎡	森林整備課 丸子地域振興課 武石地域振興課 武石産業観光課
10 「(仮称)道の駅まるこ」基本計画(案)の見直しに向けた体制整備について		
令和6年11月の議会全員協議会で「(仮称)道の駅まるこ」の基本計画(案)が報告されました。それから1年も経たない令和7年9月に、基本計画(案)に掲載された事業内容、事業予算及び事業	本件につきましては、担当部局として実施すべき情報共有や内容確認等が不十分であったことも原因ですが、市の全ての事務事業は、組織として取り組むものであり、その管理体制にも不備があっ	丸子産業観光課

期間等において大幅な見直しが必要となる旨、市ホームページ等で公表され地元をはじめ関係各所に大きな混乱が生じています。 監査ヒアリングではその理由として「県との連絡調整を一人の担当に任せきりにしてきたため」と説明を受けました。計画の遅れにより、財源として見込んでいた国補助が受けられない可能性があることも懸念されます。 そもそも総事業費 20 億円を超える事業計画がこうしたかたちで進められていること自体に、内部統制上の問題があると言えます。 今後の事業計画については、丸子地域自治センター長を中心とした複数の担当によるチェック体制を構築し、適正な事業運営となるよう留意してください。	たものと考えています。 今後は丸子地域自治センターの他、部局を横断して事業の課題等を確認・チェックするよう、事務手順の順守を徹底し、適正な事業運営に努めてまいります。	
1 1 学校施設・設備の更新等について		
老朽化が進行する学校施設について、校舎の改築や改修が進まない中、配管からの漏水やエアコンの故障など緊急性のある事案を最優先に修繕を実施していますが、予算等の制約により学校からの要望に対応できるものは限られている状況と伺いました。 こうした状況は、令和 8 年度予算編成において減額シーリングが設定されたうえで、部局ごとの枠予算が導入されたこと、物価等の高騰により事業費が上昇していること等の事情を踏まえると施設の更新等はさらに先送りされ、老朽化の進行により事故リスクが高まることが懸念されます。 子どもたちが安心して過ごせる環境の確保、施設内の事故防止は最重要事項であることから、予算の重点配分を検討し適正な維持管理に努めてください。	学校施設の老朽化に伴う維持管理及び安全確保については、監査委員の御指摘を真摯に受け止め、現状の厳しい財政環境下においても緊急性の高い修繕・営繕工事を最優先で実施してまいりました。しかしながら、施設の老朽化は教育環境の安全性に直結する課題であり、今後も子どもたちが安心して学べる環境を維持・確保するため、以下の対応を着実に進めてまいります。 1. 緊急安全対策と予算の重点配分 児童生徒の安全確保を最優先とし、現行の維持管理予算においては、漏水や設備故障等の緊急事案に対する補修経費を重点的に確保します。また、今後の予算編成においても、施設の劣化状況を継続的に精査し、事故を未然に防ぐための予算を着実に確保してまいります。	教育総務課 教育施設整備室

	2. 持続可能な学校施設環境の構築 学校施設の老朽化問題は、少子化による児童生徒数の減少や更新需要の集中といった構造的な課題と密接に関連しています。これらを総合的に解決するため、本年度（令和8年度）より「学校適正配置計画」の策定に着手いたします。本計画では、教育環境と施設条件の両面から検討を行い、計画的な施設更新と維持管理を両立させることで、学校施設の長寿命化と最適化を目指してまいります。	
--	--	--

3 監査結果〔検討事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

検 討 事 項	措置等の状況	機関名
1 物品（ソフトウェア）及びリース契約に係る財務規則等の定めについて		
(1) ソフトウェア等の無形財産の購入及び管理について上田市財務規則に定めがありません。物品の分類を定めた同規則第 214 条に第 5 項を新設して「ソフトウェア等の無形財産は物品の規程を準用する。」を追加することを検討してください。その際、備品表示標（シール）も物品と同様に発行され、ソフトウェア付属物に貼付する等、統一した実務処理を検討してください。 (2) リース契約によるリース物品（ソフトウェア含む）の管理について財務規則に定めがありません。上田市財務書類によると、「リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引はリース資産から除く」とされ、300 万円超えるリース資産を資産計上していることから、「300 万円を超えるリース資産は物	(1) (2) (3) リース物品やソフトウェアの管理につきましては、他市町村の財務規則に記載されている事例がなく、総務省により示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進」にしたがって、管理することとされていることから、これにしたがって、取り組んでまいります。 (4) 令和 8 年 1 月に上田市財務規則取扱規程第 51 条第 1 項（製造年月から 5 年を超えて共用する自動車の重要物品除外）について、削除する改正を行いました。	行政管理課 財産活用課 契約検査課 会計課

品の規程を準用する。」との定めを検討してください。 (3) リース料総額が 300 万円超えるファイナンス・リース取引でリース期間経過後に所有権が移転した時の管理に係る財務規則の定めがありません。「物品（100 万円未満）の規程を準用する。」との定めを検討してください。 (4) 上田市財務規則取扱規程第 51 条第 1 項（製造年月から 5 年を超えて共用する自動車の重要物品除外）の削除について再度求めます。 (1)～(3)はすでに事務処理が先行していますが庁内統一した管理に課題があります。(4)と併せて速やかな財務規則等の改正を検討してください。		
2 市有財産の事務総括の明確化について		
令和 7 年度財務監査は財産について重点的に監査を実施しました。リース物品やソフトウェア等の適正管理、基金の国債等による運用等資金リスクマネジメントなど一部に規則に定めがない事務が運用されており、内部統制の確立が求められています。財産に該当する課題事項として取り上げた項目は以下のとおりです。 〔財産〕 ※財産の分類は地方自治法第 237 条による。 ①公有財産…指導№ 5、№ 9、№11、検討№ 5 ②物品…指導№ 3、検討№ 1 ③債権…指導№ 2 ④基金…検討№ 3 財産に関しては、市長の権限の一つとして地方自治法第 149 条に「財産を取得	監査結果を踏まえ、財産の管理に関する課題を整理し、実態に即した運用となるよう規程の見直しを検討します。	行政管理課 財政課 財産活用課

し、管理し、及び処分すること。」と規定され、地方財政法第8条（財産の管理及び運用）に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されています。 この財産について上田市財務規則第167条の2第1項（事務の総括）で「財産に関する事務の総括は、財政部長が行うものとする。」と規定されています。 しかし、同条は「第1節 公有財産」中に記載され、条文内容と節の見出しが不整合です。同条を第1節から独立させ、財産の事務総括規定を明確にしてください。 併せて、同規則取扱規程第53条（財務・会計事務研究会）を実態に即して、「事務局を財政課に置く。」の条文追加を検討してください。 部局を横断する今日的な課題を解決するため、必要な措置を期待します。		
3 資金リスクマネジメントについて		
令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に審査の意見として述べた以下項目について検討することを求めます。（項目のみ掲載） ① 現金及び準公金について ② 資金調達及び資金運用について ③ 会計資金「歳計現金等」運用について ④ 基金の運用について ⑤ 基金の国債等満期保有目的債券運用について（運用主体の一元化、連結ベースの資金運用（経営管理課含む）） ⑥ 資金リスクマネジメント条例等の制定について	【財政課】 ② 資金管理の適正化及び透明性の向上を図るため、資金運用に関する関係規程の見直しを行います。年一回以上の運用状況、リスク管理状況を確認し、運用状況の公表方法について検討します。 ④ 基金運用について、資金需要に配慮しつつ、繰替運用の圧縮に向け、短期資金調達手法を検討します。 ⑤ 基金の債券運用について、運用主体の一元化及び連結ベースでの運用を検討します。 ⑥ 以上を体系的に推進するため、まずは運用規程の見直しを行ったうえで、	財政課 会計課 経営管理課

※各項目の詳細は「令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書」9、10ページ参照	資金リスクマネジメント条例等の制定について検討します。 【会計課】 ① 現金処理実地検査や不備率調査がさらに有効に機能するよう、手続きの見直し等を含め規程化について検討をまいります。 ③ 指摘を受け、令和7年度は国債での運用を行いました。今後も金融商品の情報収集に努め、関係課等との連携を密にし、リスクとリターンを考慮した上でより有効な運用を図ってまいります。 ⑥ (仮称)基金等運用検討会議等にて、規程の整備や年次戦略の策定、資金リスクマネジメント条例等の制定等について研究、検討をまいります。 【経営管理課】 ⑤ 令和8年度当初予算において、水道事業会計及び公共下水道事業会計で有価証券の購入を各1億円計上しました。 国債等満期保有目的の債券の運用に向けて、調整を行っています。	
4 債務負担行為限度額と支出及び支出予定額の正確な記載について		
令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に審査の意見として述べたとおり、以下について検討することを求めます。 予算に関する説明書として、債務負担行為に関する調書の提出が求められています。昨年度、調書の正確性を期すため、決算に当たり、令和5年度末限度額の設定額と実行額、支出の令和4年度末までの支出額と令和5年度支出額並びに令和6年度以降の支出予定額を区分、	債務負担行為の管理について、既存様式を精査し、必要に応じて見直しします。予算編成・決算時において内容確認・取りまとめを行い、調書の正確性を確保します。	財政課

所管部局、事項別に整理することを求めましたが審査日（令和7年8月19日）現在整理されておりません。 要因は担当部課の管理の統一化がされていないことに起因すると思われるので、担当課の管理の統一様式化を行い、財務規則別表第1に追加して取りまとめる等検討してください。		
5 室賀基幹集落センターの更新等について		
室賀基幹集落センターは昭和50年に建築され50年経過しています。また、現在の耐震基準を満たしておらず、近隣への影響等が懸念されています。 施設設置の経緯から森林整備課が所管していますが、指定管理者である上室賀自治会が自治会負担で管理しています。利用者は1,000人を超え地域住民の活動の場となっており、自治会館と同等の集会施設といえます。施設更新のあり方を検討する時期でもあることから、所管換えや自治会館に係る補助金制度の活用を前提とした譲渡等を検討してください。	【森林整備課】 室賀基幹集落センターは、令和8年度に上室賀自治会を指定管理者とした指定管理協定を継続しましたが、協定期間（※）中であっても譲渡は可能であり、また、上室賀自治会としても建物の更新、またそれに向けた譲渡等の必要性を認識していただいていることから、今後、譲渡等も含めた方向性について検討・協議を進めていきたいと考えております。 （※）協定期間 令和8年4月1日から 令和18年3月31日までの10年間 【市民参加・協働推進課】 所管課である森林整備課と連携を図り、今後の方向性を検討する中で、効果的な補助金制度の活用を図ってまいりたい。	森林整備課 市民参加・協働推進課
6 体育館整備の状況及び公共施設整備の実行に向けて		
上田市城跡公園体育館は建設から55年が経過し、施設の耐震性や老朽化が問題となっています。スポーツ施設整備計画（平成29年5月）では2027年度まで	【行財政改革推進課】 令和7年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。これに合わせ、令和8年度上半期を目途に各担当課	行財政改革推進課 スポーツ推進課

の建替が示されていますが、未だ整備への着手がされていません。 また、丸子総合体育館や真田体育館、武石体育館は 2024 年度までの大規模改修が示されていましたが、予算の執行状況を見る限り当初の計画より整備が大幅に遅れている状況が確認できました。 以上のことは、他の施設においても同様のことと推察されます※1。計画を実行するための財政的な余力は限られています※2。今後、整備計画の実効性を高めるためには、まず市が公共施設整備事業全体の優先順位を示し、起債や基金のあり方も含め、中長期的な整備に関する予算を明確にした上で、部局横断的な視点のもと検討していくことが必要です。その際は、市長が先頭に立って取り組む強いリーダーシップが期待されます。 上田市公共施設等総合管理計画の改訂が進められています。これに併せ、各個別施設計画の更新も必要となりますが、検討している間にも施設の老朽化は進んでいきます。施設利用者の安全を最優先に考え、必要な修繕は躊躇(ちゅうちょ)なく行い、大きな事故が起きることのないよう施設管理に十分注意を払ってください。 ※1…施設の老朽化・更新等については、令和6年度財務監査結果(第1回:指導№6、検討№4、第2回:指導№7、意見№1)令和5年度財務監査結果(第1回:指導№5、第2回:指導№10、№11、№12、№14、№15、№16)等を参照 ※2…令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書を参照	にて「個別施設計画」の改訂を完了させ、各施設の現状、老朽度、維持管理コスト等の最新データを網羅的に集約いたします。 改訂された個別施設計画に基づき全市的な基礎データが整った段階で、庁内横断的な検討チームの立ち上げを予定しております。 横断的チームにおいて、各施設の重要度や地域バランスを総合的に判断し、「公共施設の再配置計画(案)」の策定を推進いたします。これにより、限られた財源の中で優先順位を明確化し、持続可能な施設配置を実現します。 再配置の検討期間中であっても、市民の安全確保は最優先事項です。 必要な修繕については施設担当課において予算措置を継続的に行い、重大事故の防止に万全を期してまいります。 【スポーツ推進課】 城跡体育館をはじめとしたスポーツ施設の個別施設計画については、上田市スポーツ施設整備計画に示しておりますが、計画実施の時期や内容については、上田市総合計画の実施計画等において、財源の状況や、他の公共施設や公共事業の状況を含めて具体的に判断していくこととしており、整備計画のみをもって、事業が進められない状況があります。 ※上田市スポーツ施設整備計画 P69 (3) 実施時期と実施内容の記載あり。 しかしながら、老朽化は日一日と進行しており、実行性のある具体的計画が早期に必要であることから、令和8年度に総合体育館建設についての基礎調査に着手してまいります。	
---	--	--

4 監査の結果に関する報告に添えて提出する「意見」に基づく方針の内容

意 見	方針の内容	機関名
1 部活動の地域展開へのスムーズな移行について		
令和9年度から中学校の部活動の地域展開がスタートします。地域クラブ立ち上げを検討している団体との懇談や、生徒・児童・保護者に向けた情報発信において、地域クラブ運営に対する支援や指導者への報酬、保護者からの徴収金などの目安は示されましたが、依然として活動の場所など未確定なものも多く、当事者である生徒・保護者の間に不安が広がっている状況です。 国の支援のあり方も含め情報収集に努め、より具体的な説明を行うことで地域のニーズに即したスムーズな移行となるよう留意してください。	令和9年度からの地域展開の完全実施に向け様々な課題があるなか、令和7年度はコーディネーターの配置や専任の係設置など事務局体制を整備し、「部活動地域展開推進計画」や「上田地域クラブ基本方針」などを定め基本的事項をお示しするとともに、令和8年度から先行して活動を開始する地域クラブの設立支援を進めてまいりました。 また、令和7年度末で設立された55クラブの活動場所の確保も関係各所の御協力によりほぼ希望に沿った形で調整ができております。 なお、情報発信については、令和8年度は部活動と地域クラブとが併存する今までにない特殊な状況となることから、小学6年生及び保護者向けの中学校ごとの説明会に出席し、地域クラブの基本的な情報を提供するとともに、校長から当該校の部活動の見通しを説明いただきました。 このほか、小中学生及び保護者向けのおたよりを令和8年4月までに計10回配信し、地域クラブ名や種目を紹介したり、入会方法などを案内するなど、情報提供に努めてまいりました。 併せて、国の支援策の情報把握にも努めており、引き続き中学生が生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しめる環境整備に向け、各学校や関係団体及び地域の皆様と連携して取り組んでまいります。	学校教育課